

## 破砕業に係る許可基準等について

### I 許可基準

自動車リサイクル法における規定（法第69条）

- その事業の用に供する施設及び破砕業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 破砕業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと（以下略）

#### 1. 事業の用に供する施設

(1) 解体自動車を破砕前処理又は破砕するまでの間保管するための施設

- 外部からの人の侵入を防止することができる囲いが周囲に設けられ、かつ保管区域が明確にされた解体自動車の保管場所を有すること。

#### 【趣旨】

- ・ 解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

#### 【留意事項】

- ・ 囲いの構造、高さ、材質等は規定しないが、外部からの侵入を防止するとの観点から、容易に乗り越え、くぐり抜け、移動し、または倒壊しやすいものであってはならず、出入り口に施錠等が可能なものとする。
- ・ 事業所全体が外部からの侵入を防止できる囲いで囲われている場合は、解体自動車の保管場所の周りにそれとは別に囲いを設ける必要はなく、区域が明確にできるものであればよい。

## (2) 解体自動車を破砕又は破砕前処理するための施設

### ① 破砕施設

- 当該施設が廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には、この規定による許可（第15条の2の4第1項の許可を受けた場合にあつては、この規定による許可）を受けている施設であることとし、その他の場合にあつては、生活環境保全の支障が生じないように、廃棄物の飛散・流出防止、騒音・振動の発生防止等の必要な措置を講じた施設であること。

#### 【趣旨】

- ・解体自動車の破砕を行う者が、生活環境保全上支障がない形で解体自動車の破砕を行うことが可能な施設を有していることを担保するものである。

#### 【留意事項】

- ・自動車リサイクル法では解体自動車は廃棄物として扱うこととされており、その材質等から見て産業廃棄物に該当する。解体自動車の破砕に用いられる施設は、通常1日当たりの処理能力が5トン以上の規模であり、廃棄物処理法に基づき都道府県知事等の許可が必要な産業廃棄物処理施設である。

都道府県知事等が廃棄物処理法上の施設設置許可をする際には、当該施設が構造基準に適合していることを確認していることから、当該設置許可を受けた破砕施設については、既に環境保全上適正な処理を行うことが担保された施設であるといえる。

破砕業の許可の審査にあたっては、許可証の写しの添付等により申請書類の簡素化を図ることが可能と考えられる。

- ・一方、破砕施設の1日当たりの処理能力が5トン未満の場合には、廃棄物処理法第15条第1項に基づく都道府県知事の許可は必要とはされないが、当該施設での破砕処理について廃棄物処理法の処理基準が適用されることから、処理基準を遵守できるよう、廃棄物の飛散・流出、悪臭・騒音・振動の発生等の生活環境保全上の支障が生じないような措置を講じた施設であることが必要である。

## ② 破砕前処理施設

- 解体自動車の圧縮又はせん断を業として行う場合には、生活環境保全の支障が生じないように、廃棄物の飛散・流出防止、騒音・振動の発生防止等の必要な措置を講じた解体自動車の圧縮又はせん断施設を有すること。

### 【趣旨】

- ・ 解体自動車の圧縮又はせん断を行う業者が、生活環境保全上支障がない形で解体自動車の圧縮又はせん断を行うことが可能な施設を有していることを担保するものである。

### 【留意事項】

- ・ 解体自動車の圧縮又はせん断施設は、一般に廃棄物処理法に基づく都道府県知事等の許可が必要な産業廃棄物処理施設には該当しないが、当該施設での圧縮又はせん断について廃棄物処理法の処理基準が適用されることから、処理基準を遵守できるよう、廃棄物の飛散・流出、悪臭・騒音・振動の発生等の生活環境保全上の支障が生じないような措置を講じた施設であることが必要である。
- ・ 圧縮又はせん断施設としては、据え付け型のものに加えて、圧縮又はせん断が可能な重機といった可動型のものや廃車プレス車といった移動型のものがある。
- ・ 可動型の施設については、解体自動車の圧縮又はせん断作業を行う事業所内で適切に運営管理されているかどうかを確認する必要がある。
- ・ また、移動型の施設については、解体自動車の圧縮又はせん断作業を行う場所において環境保全上支障が生じないことに加えて、移動途中における廃油の飛散・流出等環境保全上の支障の発生が防止できる施設であることが必要である。

### (3) 自動車破碎残さの保管施設

- 以下の一から四の要件を満たし、十分な容量を持つ自動車破碎残さの保管施設を有すること。
- 一 汚水の地下浸透を防止するため、床面は鉄筋コンクリートで舗装され又はこれと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
  - 二 自動車破碎残さ自体から汚水が生じ、外部に流出するおそれがある場合には、公共の水域の汚染を防止することができる十分な処理能力を有する排水処理施設及びこれに接続された排水溝が設けられていること。
  - 三 屋根、覆いその他雨水が自動車破碎残さにかからないようにするための設備を有すること。ただし、公共の水域の汚染を防止することができる十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝が設けられている等により降雨時でも外部への汚水の流出がない場合はこの限りではない。
  - 四 自動車破碎残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。

#### 【趣旨】

- ・ 自動車破碎残さの保管に伴って発生する汚水の外部への流出及び地下浸透を防止するため、及び自動車破碎残さの飛散・流出を防止するため、自動車破碎残さの保管場所の構造を定めるものである。

#### 【留意事項】

- ・ 排水処理施設の能力は、自動車破碎残さの保管に伴って発生する汚水の水量や水質に応じた十分な能力を要するものが必要である。
- ・ 「自動車破碎残さ自体から汚水が生じ」る場合としては、湿式の破碎施設で発生する自動車破碎残さである場合が考えられる。  
なお、発生する汚水を回収し循環使用している場合があるが、これは、「外部に流出するおそれがある場合」に該当しないと考えられる。
- ・ 降雨時に発生する汚水を処理する排水処理施設については、「構内舗装・排水設計基準（国土交通省官庁営繕部監修）」等を参考に地域の降水量と敷地の面積等により処理すべき水量を計算することが必要である。
- ・ 「側壁その他の設備」としては、コンテナ等が考えられる。

- ・また、一般に自動車破碎残さは発火のおそれがあることから、適切な火災予防にも配慮する必要がある。

#### (4) 圧縮又はせん断した解体自動車を保管するための施設

- 圧縮又はせん断した解体自動車の保管を行おうとする場合には、外部からの人の侵入を防止することができる囲いが周囲に設けられ、保管区域が明確にされた解体自動車の保管の場所とすること。

##### 【趣旨】

- ・圧縮又はせん断した解体自動車の保管場所への外部からの人の侵入防止及び保管区域の明確化のため、囲いの設置等について定めるものである。

##### 【留意事項】

- ・圧縮又はせん断された解体自動車を専用に保管する場所を設けることが原則であるが、解体自動車以外のものが混入しないよう明確に区分管理することができる場合には、他のものの保管場所と共用することは可能である。

## 2. 破碎業許可申請者の能力

- 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
  - イ 解体自動車の保管の方法
  - ロ 解体自動車の破碎の方法（破碎前処理を業とする場合には解体自動車の圧縮又はせん断の方法）
  - ハ 排水処理施設の管理の方法（当該施設を設置する場合に限る。）
  - ニ 自動車破碎残さの保管の方法（破碎前処理を業とする場合には圧縮又はせん断した解体自動車の保管の方法）
  - ホ 解体自動車及び自動車破碎残さの運搬の方法
  - ヘ 破碎業の用に供する施設の保守点検
  - ト 火災予防上の措置

## 【趣旨】

- ・業許可申請者が、破碎又は破碎前処理を行う際の標準的な作業手順、留意すべき事項等を標準作業書として作成、常備し、破碎（破碎前処理を業とする場合には圧縮又はせん断）・保管・運搬等の作業に従事する者に周知していることにより、当該申請者が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払い、破碎業を的確に実施する能力を有することを判断しようとするものである。

## 【留意事項】

- ・標準作業書には、破碎作業が環境保全上及び資源の有効利用上必要な配慮を払って行うことが示されていることが必要であり、上記項目毎に具体的に記載する。その際、廃棄物処理法、消防法など破碎作業を実施していく上で守るべき他法令の規制等についても、事業を円滑に進める上で必要であることから、関連する事項に含めて記載するものとする。
- ・標準作業書の作成に当たっては、手続の円滑化のため、実際の作業工程の写真等を添付することによって文書による詳細な説明の一部に代えることも考えられる。
- ・実際の破碎作業手順等は、破碎に用いる施設等により多様であることから、標準作業書の作成は、実際の作業内容を踏まえたものとし、形式化することがないように十分留意すること。また、作業工程の改善及び標準作業書の見直しを随時行うこと。
- ・環境保全上良好な破碎工程については、個々の事業者や行政機関が積極的に情報を発信する（例えば、事業者がホームページに掲載するなど）とともに、破碎業者の団体等において破碎の方法について検討し、研修会の開催等を通じてその成果を普及していくことが望ましい。標準作業書の作成及び見直しにあたりこれらの情報が活用され、より高いレベルの破碎が促進されることが期待される。

- 事業計画書又は収支見積書から見て解体自動車の破砕（破砕前処理を業とする場合には解体自動車の圧縮又はせん断）を継続できないことが明らかでないこと。

#### 【趣旨】

- ・明らかに業を継続していくことが困難な事業者ではないことを、事業計画書等によって確認するものである。

#### 【留意事項】

- ・事業計画書は、破砕実績（解体自動車の引取り及び破砕の台数、自動車破砕残さの処分量及び保管量等）についても含めて記述したものとする。
- ・解体自動車や自動車破砕残さを不適正に大量に保管している実態が明らかであり、当該自動車破砕残さ等の撤去が事業計画の中で示されない場合、又は収支見積書により当該自動車破砕残さ等の撤去を行うための資金的な目途が立たない場合には、破砕業を継続できないものと認められる。

## II 再資源化基準

### 自動車リサイクル法における規定（法第18条）

#### (1) 破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準

- 破砕業者は、その引き取った解体自動車の破砕を行うときは、当該解体自動車から有用な金属を分離して原材料として利用することができる状態にすることその他の当該解体自動車の再資源化を行わなければならない。
- 前項の再資源化は、破砕業者による解体自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

#### (2) 破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準

破砕前処理業者は、その引き取った解体自動車の破砕前処理を行うときは、破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理に関する基準として主務省令で定める基準に従い、行わなければならない。

## 1. 破砕業者による解体自動車の再資源化

- 解体自動車の破砕を行うときは、鉄、アルミニウムその他の金属類については、技術的かつ経済的に可能な範囲で回収するよう努めること。
- 自動車破砕残さが他の物の破砕残さと混合しないように、解体自動車の破砕を行うこと。

### 【趣旨】

- ・ 有用な金属類及び自動車破砕残さの再資源化を促進しようとするものである。

### 【留意事項】

- ・ 破砕施設を廃家電製品や廃自動販売機といった解体自動車以外の物の破砕に併用する場合には、破砕をする際に区分して破砕することが必要である。その際の破砕施設の運転管理の方法等については標準作業書に記載しておくこととする。

## 2. 破砕業者による解体自動車の再資源化を促進するための破砕前処理

- 解体自動車以外のものを混入させないこと。

### 【趣旨】

- ・ 圧縮又はせん断された解体自動車は、鉄等の金属を回収するために破砕施設や電炉、転炉へ投入されたり、金属資源として輸出されている。破砕施設等での再資源化を阻害するおそれがある生活ゴミ等解体自動車以外のものの混入を防止し、解体自動車の再資源化を促進しようとするものである。